特集

仕事のはなし

11 月 23 日「勤労感謝の日」は勤労に感謝する日です。
その由来は収穫に感謝する新嘗祭（にいなめさい）とされています。
働き方が大きく変わった現代。
過労やハラスメントによる心身の不調などに苦しみ、
仕事や労働に対して感謝できるような状況ではない人も増えています。
多くの人にとって、仕事は起きている時間の大半を占める大事なものです。
改めて仕事について考えてませんか。

仕事のはなし

楽しそうに仕事をするユイさん（右）とチカさん（左）

内牧の小さなお店

観光客で賑わう内牧地区。大きな椅子のオブジェから西に向かって少し進むと、左手に小さなお店があります。ここで「ハンドメイド雑貨ＫＨＯ」を営んでいるのが熊本市出身のユイさん。手作りのキャンドルや雑貨などを販売するほか、キャンドル制作の指導も行っています。

ブラックな職場

熊本市で生まれ育ったユイさんはかねてからの夢だったある職場で働いていました。

とてもやりがいのある仕事だと感じていましたが、いいことばかりではありませんでした。

「当時勤めていた職場は、けっこうブラックだったと思います。職場から家に帰っても仕事をしなければなりませんでした」。ブラックな職場とは、極端な長時間労働を強いられたりハラスメントが横行する職場のこと。ブラック企業ということばが社会問題としてニュースをにぎわす中、ユイさんもまた、ブラックな環境で働いていました。

ブラックな職場だったと思います。”

夢が目標に

ユイさんにはもうひとつ夢がありました。趣味であるハンドメイド雑貨のお店を持つことです。それが具体的な目標になったのは25歳のとき。職場で受けた研修がきっかけでした。その研修で学んだのは、目標に向かって一歩一歩進んでいくことの大切さ。

「10年以内にお店を出す」

ユイさんは早速大きな目標をたてました。それから内牧に出店するまでの7年間、目標の達成に向けて着々と準備を進めます。キャンドル作りのインストラクター資格を取得し、資金面では、3年間お店が上手くいかなくても生活できるようにこつこつと貯金。しっかりと準備したこともあり、保育士をやめるときに不安は全く感じませんでした。

お店はもっと大変

念願かなって始めたお店。仕事の量は前職時代よりも増えたと話すユイさん。

「仕事をする時間だけでいえば、前職のころよりブラックな働き方

をしていると思います」

今は12月から開催予定の阿蘇キャンドルナイトに向けて準備に追われているとのこと。準備するキャンドルはなんと2000本。事務作業もあり、深夜まで作業が続くこともあるそうです。

「好きでやっていること、自分で選んでやっていることなので苦痛に感じることはありません。もちろん疲れは感じますけれど」

”転職してよかったです。”

私もいつか体を壊すのでは

チカさんはユイさんのお店で働く店員さん。チカさんもまた、ユイさんのようにブラックな会社で働く一人でした。

阿蘇市で生まれ育ったチカさんは、高校卒業後、専門学校を経て前の職場で働き始めました。

職場に違和感を覚え始めたのは7～8年前。人手が減っているにもかかわらず、仕事の量がどんどん増えていったのです。当然1人あたりの負担は大きくなっていきます。

「休日も仕事のことばかり考えていました」

精神的に追い込まれて心身の調子を悪くする同僚が少しずつ増えていきました。同僚から相談を受けることも多く、次第に「私もいつか体を壊すのでは」と不安を覚えるようになりました。

仕事、辞めよう

仕事を辞めたのは1年半ほど前。辞める前には3～4カ月ほどかけて通信講座で医療事務の資格を取得しました。退職後医療事務を経て、ユイさんの「ハンドメイド雑貨KHO」で働き始めました。

「辞めてよかったです。今はやりたいことをできていると感じます。あのまま前の職場で働き続けていたら、今頃体調を崩していたと思います。そこまでしてやりたい仕事でもありませんでした」

チカさんは同じような境遇の人に向けてこう続けます。

「仕事を辞められない人は周りの意見を聞きすぎていると思います。周りの人がどうかではなく自分が何をしたいか大事にしてほしい」

「うちの職場はこんなものだからしょうがない」ではなく、
何が違法なのかを知って、少しでも改善されるよう声をあげてみましょう。

有休をとらせないのは違法です

有休とは年次有休暇の略。一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことです。

有休は労働者が時季を指定して取得することができます。使用者（会社側）には、その時季に休まれると事業の正常な運営を妨げられる場合に時季を変更する権利が定められていますが、これには厳しい基準があります。「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当しないのであれば必ず有休を取得させなければなりません。

有休の付与日数は、労働者が雇入れの日から６か月間継続勤務し、その全労働日の８割以上を出勤した場合には、原則として 10 日以上。そこから１年ずつ付与日数が増えていき、８割以上の出勤を維持した場合、６年後には最大で 20 日まで増えます。

パート労働者やアルバイトなど所定の労働日数が少ない労働者に対しても有休は付与されます。その日数は所定の労働日数に応じて付与されます。

１年間に有休を 10 日以上付与される労働者に５日以上有休を取得させる義務が、すべての企業に対して法律により義務付けられています。

最低賃金未満の給与は違法です

最低賃金とは働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

熊本県では最低賃金が 10 月１日から **821 円**に引き上げられました。

最低賃金は時間額のみで示されています。日給や月給であっても時給額に換算して比較する必要があります。比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金、②１ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③残業代や休日労働の賃金や深夜割増分、④精皆勤手当、⑤通勤手当、⑥家族手当　です。

派遣労働者の場合は派遣先の都道府県での最低賃金が適用されることにも注意が必要です。

最低賃金との比較の方法
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額と比較してみましょう。

日給の場合
日給÷１日の平均所定労働時間＝時間額

月給の場合
月給÷１ヵ月の平均所定労動時間＝時間額

これも ハラスメントです

パワーハラスメント

職場において①優越的な立場から②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により③就業環境が害される（身体的もしくは精神的な苦痛を与えられるなど）こと。

例　同僚の前で上司から毎日怒鳴られる

セクシュアルハラスメント

職場で性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

例　育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に苦痛を感じている。

残業代の未払いは 違法です

法定労働時間を超える労働に対しては、25%以上の割増しをした賃金を支払わなければなりません。支払いを行わないことは労働基準法第37条に違反します。

残業代は「残業代」との名称で支払わなければならないわけではありません。会社によって名称が異なる場合や、一定時間数までを定額で毎月支払う制度にしている場合もあります。一定額での支払額が不足すれば違法になってしまいますが、毎月の支払いの方が多い場合は違反となりません。

自身の給料明細の項目の意味を確認することも重要です。会社に確認するか就業規則を見るなどして自身の労働条件を確認してください。

相談窓口はこちら

どこに相談していいかわからないとき

熊本労働局　総合労働相談コーナー　☎096（312）3877

労働条件について

菊池労働基準監督署　☎0968（25）3136

ハラスメントについて

熊本労働局 雇用環境・均等室　☎096（352）3865

働く環境を個人でどうにかするのは限界があります。
どうにもならないときは転職するのも１つの手です。
転職についてジョブカフェ・阿蘇ブランチのキャリアコンサルタント・村上修一さんに話を聞きました。

転職には 準備が必要です

転職は準備が大切です。転職活動には少なくとも３～６ヵ月かかります。

その期間にさまざまな準備をします。まずは適正診断などを通して、自分がどんな仕事に向いているのかを知ります。

志望する会社が決まったら、職務経歴書や履歴書などの書類を作成します。特に志望動機のところは大事な部分です。会社の自分に対する印象に大きな影響を与えます。面接の練習も、やるのとやらないのでは全然違います。事前に練習しておくことを強くおすすめします。

以上のような準備のほかに、通信教育などで必要な資格を取得したり、職業訓練を受けて自分の能力を伸ばして転職に備える人もいます。職業訓練には溶接からプログラミング、一般の事務作業に関するものまで幅広いメニューがそろっています。

しごと探しは たから探し

「転職は職場からの“逃げ”なのでは」。転職にそんなマイナスイメージをもっている人もいるかもしれません。転職は決して悪いことではありません。転職のいいところを紹介します。

転職には大きく２つのパターンがあります。１つはこれまでと同じ業種の仕事に就くこと。これまでの経験を最大限生かせるのがメリットです。もう１つは全く違う仕事に就くこと。一から覚えることも多くなり、少し大変ですが、いろいろな業種を経験することで視野が各段に広くなります。こうした経験は今後の人生で必ず役に立ちます。

転職は新しい自分を見つけるきっかけにもなります。自分に向いている仕事を探す過程で、自分がどんな人間なのか見つめ直すことで、これまで知らなかった自分のいいところを知ることができます。たから探しのようなものと言えます。

ジョブカフェにご相談ください

ジョブカフェ・阿蘇ブランチは県が運営する無料就職相談室です。
国家資格であるキャリアコンサルタントが
就職に関するいろいろな相談を受けています。

適職探しをお手伝い

仕事には向き不向きが必ずあります。ジョブカフェでは適性診断を受けることで、自分にどんな仕事が向いているのかを知ることができます。自己分析では、キャリアコンサルタントが客観的な視点で分析を行います。自分では短所と思っていたことが実は長所にもなったなんてことも。

◀キャリアコンサルタントの村上修一さん

就職活動をお手伝い

職務経歴書や履歴書などの応募書類の作成もお手伝いします。志望動機の書き方など、重視されるポイントのアドバイスを行います。模擬面接などで面接対策もばっちりです。

定着するまでお手伝い

就職したあとも、その職場に定着するまでお手伝いします。就職後に電話で話を聞き、必要であればいろいろな相談もお受けしています。

利用は無料・要予約

と　き　月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始は休み）　午前10時～午後5時
ところ　阿蘇地域振興局　1階
予　約　インターネットで予約することができます。
右のQRコードを読み取ってください。
電話で予約することも可能です。

予約はこちらから